

【保健医療機関】

当院診療所は保健医療機関の指定を受けています。

管理者 : 佐々木 敏哉

診療従事医師: 長谷 憲

外来診療日・診療時間:月～土 9:00～12:00

火・水 15:00～17:00 月・金 17:00～18:30

休診日:日曜日、祝日、第1・第3土曜日、8月14日・15日、12月30日～1月3日

○施設基準一覧

- ・機能強化加算
- ・時間外対応加算 1
- ・外来感染対策向上加算
- ・地域包括診療加算
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・がん治療連携指導料
- ・別添1の「第9」の1の(2)に規定する在宅療養支援診療所
- ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料
- ・在宅がん医療総合診療料
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(I)

○保険外負担に関する事項

- ・後発医薬品(ジェネリック)がある薬で先発医薬品の処方希望する場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

機能強化加算について

当診療所は「かかりつけ医」機能を有する診療所として機能強化加算を算定しております。

当診療所は地域の他の医療機関と連携し、包括的な診療を担う医療機関となります。

- ①患者が受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行います。
- ②専門医師又は専門医療機関への紹介を行います。
- ③健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。
- ④保健・福祉サービスに関する相談に応じます。
- ⑤診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行います。

⑥当院は『医療情報ネット(ナビイ)』により医療機能情報提供を行っております。

明細書発行体制等加算について

当診療所では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しています。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されています。その点ご理解いただき、ご家族が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない場合は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

医療情報取得加算について

当診療所では、医療情報取得加算を算定しています。

この加算は「オンライン資格確認を導入している医療機関の外来において、患者の薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して質の高い診療を実施する体制を評価するもの」として位置づけられており、当院では以下の体制を有しています。

- ① オンライン資格確認を行う。
 - ② 受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行う。
- ※公費負担受給者証については、マイナンバー保険証での確認はできませんので、必ず原本をお持ちください。

	初診(1か月に1回)	再診(3か月に1回)
保険証	3点	2点
マイナンバーカード	1点	1点

地域包括診療加算について

上記診療加算に該当する患者に対して下記のような相談をお受けいたします。

- ① 健康相談及び予防接種に係る相談を実施しています。
- ② 介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談に適切に対応することが可能です。
- ③ 患者の状態に応じ、28日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することが可能です。
- ④ 院外処方を行う場合の連携薬局名 ひまわり薬局佐伯店
- ⑤ 敷地内は禁煙です。
- ⑥ 介護保険制度の利用等に関する相談を実施している旨を院内掲示しており、介護認定に係る主治医意見書を作成しています。

時間外対応加算について

当診療所では継続的に受診している患者からの電話等による問い合わせに対し、原則として当該診療所において、常時対応できる体制を取っております。診療時間外には診療所の電話を携帯電話に転送します。これにより夜間でも連絡をとることができます。

このような取り組みから、再診時に時間外対応加算 1(患者 1 名につき 1 回 5 点)を算定させていただきます。時間外対応加算の時間外とありますが、これは時間外のクリニックの体制に関する加算であり、再診料を算定するすべての患者が対象です。日中の診療時間中に受診した場合にも算定するものです。

一般名処方加算について

当診療所では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。そのなかで、当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者に必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名処方について、ご不明な点などがありましたら職員までご相談ください。

一般名処方とは、薬の商品名ではなく、薬の有効成分を処方せんに記載することです。

なお、令和 6 年 10 月 1 日より患者さまが一般名処方の処方箋から長期収載品(先発医薬品)へ変更を希望された場合は、薬剤費の一部が「選定療養費」の対象となり、ご負担いただくことがあります。

生活習慣病管理料について

当診療所では高血圧、脂質異常症、糖尿病に関して、療養指導に同意した患者を対象に、生活習慣病管理料を算定しております。この管理料算定に際し、患者個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した「療養計画書」を作成しており、初回のみ署名(サイン)をいただく必要があります。どうかご協力のほどよろしくお願いいたします。

患者の状態に応じ、医師の判断のもと、リフィル処方や 28 日以上 of 長期の投薬を行う場合があります。